## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年 4月 1日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 4月 1日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

その他: 4 件				
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		タービン建屋給気ファン(B)電動機反負荷側グリス注入配管において、詰まり(注入口脇よりグリスがはみ出し注入出来ない)が認められたため、当該配管部品を交換。	対象外	H27.9.3再審議 にてグレード変更 GⅢ→対象外
2	2号機	タービン建屋排気ファン(B)電動機負荷側グリス注入配管において、詰まり(注入口脇よりグリスがはみ出し注入出来ない)が認められたため、当該配管部品を交換。	対象外	H27.9.3再審議 にてグレード変更 GⅢ→対象外
3	2号機	タービン建屋排気ファン(C)電動機負荷側グリス注入配管において、詰まり(注入口脇よりグリスがはみ出し注入出来ない)が認められたため、当該配管部品を交換。	対象外	H27.9.3再審議 にてグレード変更 GⅢ→対象外
4	サイトバンカ	給気エアフィルターにおいて、一部破損が認められたため、当該エアフィルターを交換。	GⅢ	